

利用者負担割合の変更に関する注意点について

1 負担割合の確認方法

- 負担割合証は、毎年7月に要介護・要支援認定者全員に交付されます。有効期間は、毎年8月1日～翌年7月31日です。
- 要介護・要支援認定の新規申請期間中には、負担割合証が送付されません。暫定プラン作成時や認定結果が出る前にケアプランを検討する場合には、負担割合について、本人または家族から下記へお問合せください。
- 第2号被保険者が65歳に到達した場合は、負担割合に変更がある場合には、誕生月の翌月に変更後の負担割合証を送付します。負担割合の変更は、誕生月の翌月初日からです。（誕生日が1日の場合は、誕生月に送付、誕生月から変更）負担割合の変更については、本人または家族から下記へお問合せください。

2 審査支払での確認・過誤調整

- 国民健康保険団体連合会の審査支払においては、保険者からの受給者情報と請求情報を突合しており、利用者負担割合が一致しているかを確認しています。
- 負担割合の再判定により負担割合証を差し替えたが、本人が旧証で利用してしまった場合など、サービス事業所から誤った負担割合に基づく請求が行われた場合には、審査支払でチェックされ、負担割合不一致により請求が通らないこととなります。このため、レセプトの返戻・再請求で対応し、利用者負担の差額は事業者と利用者間で調整していただくこととなります。
- 負担割合証を忘れる等により、サービス事業所の窓口で正しい負担割合を確認できないケースも想定されますが、暫定で仮の負担割合分を徴収して対応する場合等は、事前に本人・家族等から同意を得て徴収し、正しい負担割合が確認できた後は、サービス事業所で調整をするようお願いします。
(参考) 【全国介護保険担当課長会議資料（平成26年11月10日）】より 上記のような場合には、全額を徴収するのではなく、サービス事業所の窓口で2割負担分を仮で徴収する取扱いを可能とします。この場合、後に1割負担該当者であることが確認できれば、差額の1割分をサービス事業所から本人に返還します。

3 負担割合の変更があるケースとその場合の過誤調整方法

(住民税の所得更正による場合)

- 負担割合証の有効期間の始期である直近の8月（※1）まで遡って変更。
 - 保険者が被保険者との間で調整 又は、サービス事業所の協力が得られる場合に限り、国民健康保険団体連合会による縦覧過誤による調整
 - ※ 税の遡及に応じて、時効の範囲内で更に遡ることもあり得ます。

(世帯員の転出入等による場合)

○ 世帯員の転出入、死亡などにより世帯内の第1号被保険者数が変わり、負担割合が変更となる場合は、当該事実があった月の翌月初日（※2）から変更。

※2 当該日が月の初日の場合には、その月から負担割合を変更します。

○ 当該事実の発覚（届出）が遅れた場合にも、当該事実があった月の翌月初日から変更。（遡及変更）

→ 保険者が被保険者との間で調整 又は、サービス事業所の協力が得られる場合に限り、国民健康保険団体連合会による縦覧過誤による調整

[【全国介護保険担当課長会議資料（平成26年11月10日）】、【全国介護保険担当課長会議資料についてのQ&A【平成27年3月12日版】及び区市町村向け介護保険事務担当者説明会（平成28年9月12日東京都国民健康保険団体連合会）より]

【問合せ先】 負担割合証について⇒介護保険課資格係

連絡先 5 2 7 3 - 4 5 9 7

サービス利用について⇒介護保険課給付係

連絡先 5 2 7 3 - 4 1 7 6

F A X 3 2 0 9 - 6 0 1 0